

「胎児心エコー認証医」制度規約

第一条 目的 日本胎児心臓病学会が認証するところの「胎児心エコー認証医」制度は、胎児心臓病: Fetal Heart Disease (FHD) 診療のための胎児心エコー図に熟達し、胎児心エコーの普及と教育ができる医師の養成とその生涯教育を通じて FHD の周産期治療成績向上に寄与することを目的とする。

第二条 名称と資格 本資格の名称は「胎児心エコー認証医」とする（英語名：Board Certified Echocardiographer for Fetal Heart Disease、BCEFHD）。この資格は、FHD の心エコー図診断に卓越した能力を示し、また FHD の周産期治療が円滑かつ安全に行われるために胎児心エコー図を用いて適切な情報を医療者や患者家族に与えることができることを示す。

第三条 運営 この資格制度の運営は、日本胎児心臓病学会の胎児心エコー認証医制度委員会があたる。

第四条 認証書 日本胎児心臓病学会理事長は、日本胎児心臓病学会認証「胎児心エコー認証医」の要件を満たした医師に対して、日本胎児心臓病学会代議員会（社員総会）の承認を経て、日本胎児心臓病学会認証「胎児心エコー認証医」の認証書を交付する。

第五条 認証要件 日本胎児心臓病学会認証「胎児心エコー認証医」を目指す者は、先天性心疾患を含む胎児心疾患の臨床および FHD の経腹壁胎児心エコー図検査について精通していることが求められる。以下の要件を満たす者が申請できる。

① 申請時において、3 年以上継続の日本胎児心臓病学会正会員である、かつ小児科専門医、日本産科婦人科学会専門医、周産期専門医（母体・胎児専門医、新生児専門医）、日本超音波医学会認定超音波専門医、小児循環器専門医のいずれかの資格を有していること。^(注1)

② 日本胎児心臓病学会主催かつ胎児心エコー認証医制度委員会が認定する「レベル II 胎児心エコー講習会」を申請時において過去 3 年間に 1 回以上受講していること。

③ 申請の前年日本胎児心臓病学会胎児心臓超音波検査登録に 50 例以上の登録を行った施設に所属し胎児心エコーを実施していたか、過去 3 年間に自ら 50 例以上の登録を行ったかのいずれかの要件を満たすこと。

④ 日本胎児心臓病学会代議員^(注2)の推薦を受けること。

第六条 新規申請書類 新規認証申請のための書類は、別途、審査申請要項にて定める。（様式 1-3）

第七条 申請料および審査 申請は毎年 3 月の年 1 回とする。申請に際しては審査料として 10,000 円を日本胎児心臓病学会に納め、必要書類を事務局へ提出すること。審査は別に定める細則に基づいて胎児心エコー認証医制度委員会が行う。可否基準についての個々の問い合わせには応じない。申請が認められたものについては、定められた期日までに認証料（10,000 円）を納め、規定の書類を日本胎児心臓病学会事務局へ提出し、全ての手続きが終了したことを持って認証医の資格が与えられる。

第八条 認証更新と申請料 「胎児心エコー認証医」は認証医としてのレベルを維持するため

に 5 年ごとに更新審査を受けなければならない。

① 更新の要件 「胎児心エコー認証医」の更新のためには、申請時において認証資格取得後の 5 年間継続して日本胎児心臓病学会正会員であること、かつ、日本胎児心臓病学会学術集会に認証資格取得後の 5 年間に 2 回以上の参加^(注3)と日本胎児心臓病学会主催で胎児心エコー認証医制度委員会が認定する「レベル II 胎児心エコー講習会」を認証資格取得後の 5 年間に 2 回以上受講することが必要である。

② 申請方法 定められた期日までに申請料 10,000 円を納め、申請書類を日本胎児心臓病学会事務局へ提出する。申請書類は、別途、更新審査申請要項にて定めたものを用いる。

③ 更新の猶予について原則として認めない。ただし 3 年以上の長期海外留学、長期療養などの特別に勘案すべき個々の事由が発生した場合は、別に定める申請書により、胎児心エコー認証医制度委員会に事前申請することが必要である。同委員会での審査の結果猶予期間が決定されるが、更新猶予期間が 3 年を超える場合については新たな更新猶予の申請を必要とする。

④ 資格喪失と再取得について 学会から退会した場合、期日までに更新手続きを完了できなかった場合には認証医の資格を喪失する。資格喪失後は、胎児心エコー認証医申請については新規申請が必要である。

附 則

1. 本規約における、

第五条①「3 年以上継続の日本胎児心臓病学会正会員であること」については、2026 年の申請から有効とする。2025 年の申請までは、現行の①「日本胎児心臓病学会正会員であること」とする。

2. 本規約における、

第五条④「日本胎児心臓病学会代議員」は本学会代議員または評議員の経験があり、かつ認証医の資格を現在有する者

3. 本規約における

第八条①「日本胎児心臓病学会学術集会に認証資格取得後の 5 年間に 2 回以上の参加」については、2029 年度の認証更新から有効とする。

第 2 条 この規定の改廃は必要な委員会が別に定め、理事会の承認を得るものとする。

2016.2.20 制定

2022.4.14 一部改定

2022.11.11 一部改変

2022.12.28 一部改定

2024.2.8 一部改変